

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区竹田中島町地内			
路線名又は河川名等				
工事名	くいな橋保管所跡地整地工事			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	自転車政策推進室	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事保管所数				箇所	1
躯体撤去工	式	1	電気設備撤去工	式	1
警備機器設備撤去工	式	1	運搬処理工	式	1
堤防除草工	式	1	塵芥処理工	式	1

施 工 理 由

本工事は、京都府有地を占用したうえで本市が管理運営してきた「くいな橋保管所」において、令和8年3月31日をもって占用許可期間が終了することから、京都府へ土地を返還するため、原状復旧を施すものである。	
---	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月	
基 準 適 用 年 月	2025年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
構造物撤去工	躯体撤去工	上屋解体			m2	5,600	施工費	
構造物撤去工	躯体撤去工	基礎撤去			m2	3,000	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生材積込1	クレーン装置付2t級,吊能力2.9t,発生材種類:混合廃棄物・安定器・ランプ		t	8,840	施工費	外部ロッカー含む
構造物撤去工	運搬処理工	混合廃棄物処分			t	61,500	処分費	管理費区分T
構造物撤去工	運搬処理工	廃プラスチック処分			kg	30	処分費	管理費区分T
構造物撤去工	運搬処理工	安定器処分(PCB非含有)	水銀灯		式	1,000	処分費	10kg以下、管理費区分T
構造物撤去工	運搬処理工	ランプ処分	水銀灯,防犯灯		式	6,000	処分費	10kg以下、管理費区分T
除草工	堤防除草工	除草処分	刈草		m2	9.9	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	くいな橋保管所跡地整地工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
構造物撤去工		式	1				
作業土工 (参考数量)		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	3				現場制約あり
床掘り	土質:土砂	m3	50				小規模
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:現場発生土・山土(盛土用良質土)	m3	70				小規模
土材料	土質:山土(盛土用良質土)	m3	20				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	0.9				低騒音低振動対策 : 不要
躯体撤去工		式	1				
上屋解体		m2	43				見積参考
基礎撤去		m2	44				見積参考
暗渠排水管撤去	撤去, 直管, 50～150mm	m	15				

設計内訳書（本01）

工事名	くいな橋保管所跡地整地工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
電気設備撤去工			式	1				
照明灯撤去(水銀灯)		柱, 灯具, 安定器・ランプ, 埋設配管, 埋設シート, ケーブル, アース線	式	1				内 1号(概) 3基
ハントホル撤去		撤去, 2000kg/基以下, 全ての費用	基	3				(概)
照明灯撤去(防犯灯)		照明器具取付, 撤去(不使用), 持込	台	17				(概)
引込柱撤去		柱, 架空引込線	式	1				内 2号(概) 1基
警備機器設備撤去工			式	1				
配管・配線撤去(北側)		支持物(万能塀支柱), 露出配管(カメラ・センサー), プルボックス(露出, 樹脂 防水被せ, □100×75), ケーブル(弱電)	式	1				内 3号(概)
配管・配線撤去(南側)		露出配管(鉄管 C19), プルボックス(露出, □100×100), ケーブル(埋設・露出), 地面設置P・BOX撤去後処理 配管閉塞	式	1				内 4号(概)
運搬処理工			式	1				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	11				機械積込
殻処分		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	11				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.1				機械積込
殻処分		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.1				

設計内訳書（本01）

工事名	くいな橋保管所跡地整地工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
発生材積込1	クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t, 発生材種類:混合廃棄物・安定器・ランプ	t	4.82				見積参考, 外部ロッカー含む
発生材積込2	クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t, 発生材種類:スクラップ	t	0.81				(概) パレット含む
混合廃棄物運搬	クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t, 有り, 17.0km以下	t	4.81				(概)
混合廃棄物処分		t	4.81				見積参考
スクラップ運搬	クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t, 有り, 1.5km以下	t	0.81				(概)
スクラップ	ベーターH1	t	-0.81				
廃プラスチック積込	人力積込	kg	213				
廃プラスチック運搬	人力積込, 有, 5km以上10km未満	kg	213				
廃プラスチック処分		kg	213				見積参考
木くず積込	機械積込	t	6.6				
木くず運搬	機械積込, 有, 20km以上30km未満	t	6.6				
木くず処分	角材	t	6.6				
安定器運搬 (PCB非含有)	クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t, 有り, 7.0km以下	t	0.009				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	くいな橋保管所跡地整地工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
安定器処分 (PCB非含有)		水銀灯	式	1				内 5号 見積参考, 10kg以下
ランプ 運搬		クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t, 有り, 7.0km以下	t	0.003				(概)
ランプ 処分		水銀灯, 防犯灯	式	1				内 6号 見積参考, 10kg以下
河川維持			式	1				
除草工			式	1				
堤防除草工			式	1				
除草		肩掛式(カッタ径255mm), 飛散防止措置有	m2	3,300				
集草		人力	m2	3,300				
積込・荷卸		ダンプトラック2t積級, 梱包無	m2	3,300				
運搬(堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積), 梱包無し, 有り, 7.0km以下, 全ての費用	千m2	3.3				
除草処分		刈草	m2	3,300				見積参考、0.45t/ 1000m2
清掃工			式	1				
塵芥処理工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	くいな橋保管所跡地整地工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
散在塵芥処理	収集・集積・積み込みのみ	千m2	3.3				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	6				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 41.2%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	くいな橋保管所跡地整地工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
業務委託料		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	照明灯撤去(水銀灯)	柱, 灯具, 安定器・ランプ, 埋設配管, 埋設シート, ケーブル, アース線					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
柱		本	3				
灯具		灯具	3				
安定器・ランプ		組	3				
埋設配管		m	102				
埋設シート		m	102				
ケーブル		m	102				
アース線		m	102				
合計							

一式当り内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	引込柱撤去	柱, 架空引込線					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
柱		本	1				
引込線(DV) 架空配線		径間	1				80-03-01
合計							

一式当り内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	配管・配線撤去(北側)	支持物(万能塀支柱), 露出配管(カメラ・センサー), フ ルボックス(露出, 樹脂 防水被せ, □100×75), ケー ブル(弱電)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
支持物(万能塀支柱)		本	8				
露出配管(カメラ)		m	247				
露出配管(センサー)		m	224				
フルボックス(露出)		個	18				
ケーブル(弱電)		m	471				
合計							

一式当り内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	配管・配線撤去(南側)	露出配管(鉄管 C19), プルボックス(露出, □100×100), ケーブル(埋設・露出), 地面設置P・BOX撤去後処理 配管閉塞					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
露出配管		m	17				
プルボックス(露出)		個	10				
ケーブル(埋設)		式	1				
ケーブル(露出)		式	1				
地面設置P・BOX撤去後処理 配管閉塞		箇所	7				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	安定器処分 (PCB非含有)		水銀灯							
	名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	処分費(式)				式	1				01-14-01
	合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	ランプ 処分		水銀灯, 防犯灯					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	処分費(式)		式	1				01-14-01
	合計							

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 くいな橋保管所跡地整地工事

工事場所 京都市伏見区竹田中島町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 施工箇所の確認のため、事前に監督職員と現場立会いを行うこと。また、立会い時に確認した内容については工事打合簿で提出すること。
- 2 施工時の粉塵等には十分注意するとともに、必要に応じて散水等の対策を講じること。
- 3 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、本工事内容について正確に把握すること。その上で、設計書・図面を照査し、施工図書を作成の上、施工数量をまとめて事前に監督職員と協議するものとする。また、着手までに施工箇所に隣接する構造物等について、写真等により記録し、必要に応じて監督職員に提出すること。
- 4 週間工程表及び月間工程表については、以下の提出日までに監督職員へ提出すること。なお、工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。提出方法は電子メールも可とする。また、地域住民等から週間工程表を求められた場合は、前週金曜日までに持参すること。

提出書類	提出日
週間工程表	前週 木曜日 17 時まで
月間工程表	前月 25 日まで

- 5 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 工事用車両は道路上に駐車せず、現場内に駐車すること。車両等で現場内を通行する際には最徐行を行い、安全に十分配慮するように作業員に徹底すること。
- 7 請負者は、本工事の実施に先立ち、監督職員と協議のうえ速やかに工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を作成し、工事着手1週間前までに工事場所の周辺住民、企業者及び学校等に周知すること。周知先については監督職員との打ち合わせにより決定する。
- 8 本工事施工範囲の上空において、送電線が横断しているため、着工前に関西電力送配電と施工に関する協議を行い、離隔を確保し安全に十分配慮して施工を行うこと。
- 9 撤去した暗渠排水管に接続していた地中管路については、モルタル充填又はキャップによる処理等、後日に漏水・土砂流入等が生じない適切な方法による閉塞処理を行うこと。
- 10 本工事における上屋解体は、延床面積 43m² の軽量鉄骨造プレハブを対象とし、一般的な解体工事と同様に、屋根材・外壁材・内装材・プレハブ内残置物等の撤去、躯体解体を行うものとする。
- 11 本工事における基礎撤去は、延床面積 44m² の土間及び基礎コンクリートを対象とし、一般的な基礎撤去工事と同様に、はつり・掘削・積込を行うものとする。
- 12 本工事における警備機器設備撤去工は、設計図書に示す配管、支持物、プルボックス、ケーブル類を対象とする。これらは敷地内の囲いに沿って敷設されたものであり、一般的な設備撤去工事と同様に、配管・配線の撤去、プルボックスの解体撤去を行うものとする。また、撤去したプルボックスに接続していた地中管路については、モルタル充填又はキャップによる処理等、後日に漏水・土砂流入等が生じない適切な方法による閉塞処理を行うこと。
- 13 本設計書には、給水管撤去に係る申請費用は計上していない。必要となる場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- 1 4 本工事における発生材積込 1 の数量にはプレハブ外部ロッカー、発生材積込 2 の数量には仮設バリケードの数量を含むものとする。
- 1 5 本工事において発生する建設副産物の比重は、以下の値を標準とする。
- (1) 混合廃棄物：0.26 t/m³
 - (2) 木くず（角材）：0.55 t/m³
 - (3) 刈草：0.45 t/千 m²
- 1 6 本工事において発生する建設副産物については、可能な限り材質ごとに分別を行い、再資源化の促進に努めること。
- 1 7 本工事における測量業務は、京都府と京都市の境界を復旧するために実施するものであり、その目的のためにコンクリート杭を 3 本設置すること。なお測量業務に必要な費用（測量業務価格）を「設計業務等標準積算基準書（令和 6 年度版）の第 1 編 測量業務」に基づき算出し、本設計書の業務委託料にて計上している。
- 1 8 測量業務における復旧対象物の位置確認にあたっては、発注者が保有する座標データを参考として貸与する。なお、当該データは必ずしも精度を保証するものではないため、施工者は現地を十分に確認のうえ復旧を行うこと。
- 1 9 本工事における構造物撤去工については令和 8 年 1 月 31 日までに完了するよう努めること。また、工事完了後、令和 8 年 3 月末までに京都府への土地返還が行われることを念頭に、スケジュール管理を適切に行うこと。
- 2 0 本工事の施工に際しては、堤防道路の車止めの鍵を開錠し、車止めを一時撤去して通行することとなる。出入りの都度、車止めを原状に復旧し、鍵の管理を厳格に行うこと。
- 2 1 当該保管所への出入りに際しても、鍵を使用することとなるため、鍵の管理を厳格に行うこと。

第 5 条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第 6 条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
保管所北・南	1名	交通誘導警備員 B 1名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第7条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第8条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
構造物取壊し工	基礎撤去	基礎撤去完了確認

第9条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
境界点間測量完了後	境界杭の復元状況確認

4 建設副産物に関する事項

第10条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート殻 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他	設計運搬距離 L = 23.8 km
コンクリート殻 （鉄筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番	設計運搬距離 L = 23.4 km
混合廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区大枝杵掛町26-308	設計運搬距離 L = 14.4 km
廃プラスチック	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町33	設計運搬距離 L = 6.3 km
木くず （角材）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京田辺市甘南備台2丁目2番	設計運搬距離 L = 21.4 km
安定器 （PCB非含有）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町126番地	設計運搬距離 L = 5.9 km
ランプ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町60番4	設計運搬距離 L = 5.9 km

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
刈草	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町7 1 - 2	設計運搬距離 L = 5.8 km

2 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町4	設計運搬距離 L = 1.1 km

第 11 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等) 基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他() その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第12条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1.5ヵ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第13条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第14条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第15条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第16条（測量業務の内容）

測量業務については、用地測量に係る復元測量、用地境界杭の設置及び境界点間測量を計上している。業務の履行にあたっては、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとし、監督職員の指示に従い、正確かつ適切に実施すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

業務内容及び条件は、次によるものとする。

1 復元測量

当該業務は、以下の条件で復元測量を実施するものである。

地域による変化率 : 市街地乙
面積 : 0.33ha

2 用地境界杭設置

当該業務は、以下の条件で用地境界杭設置を実施するものである。

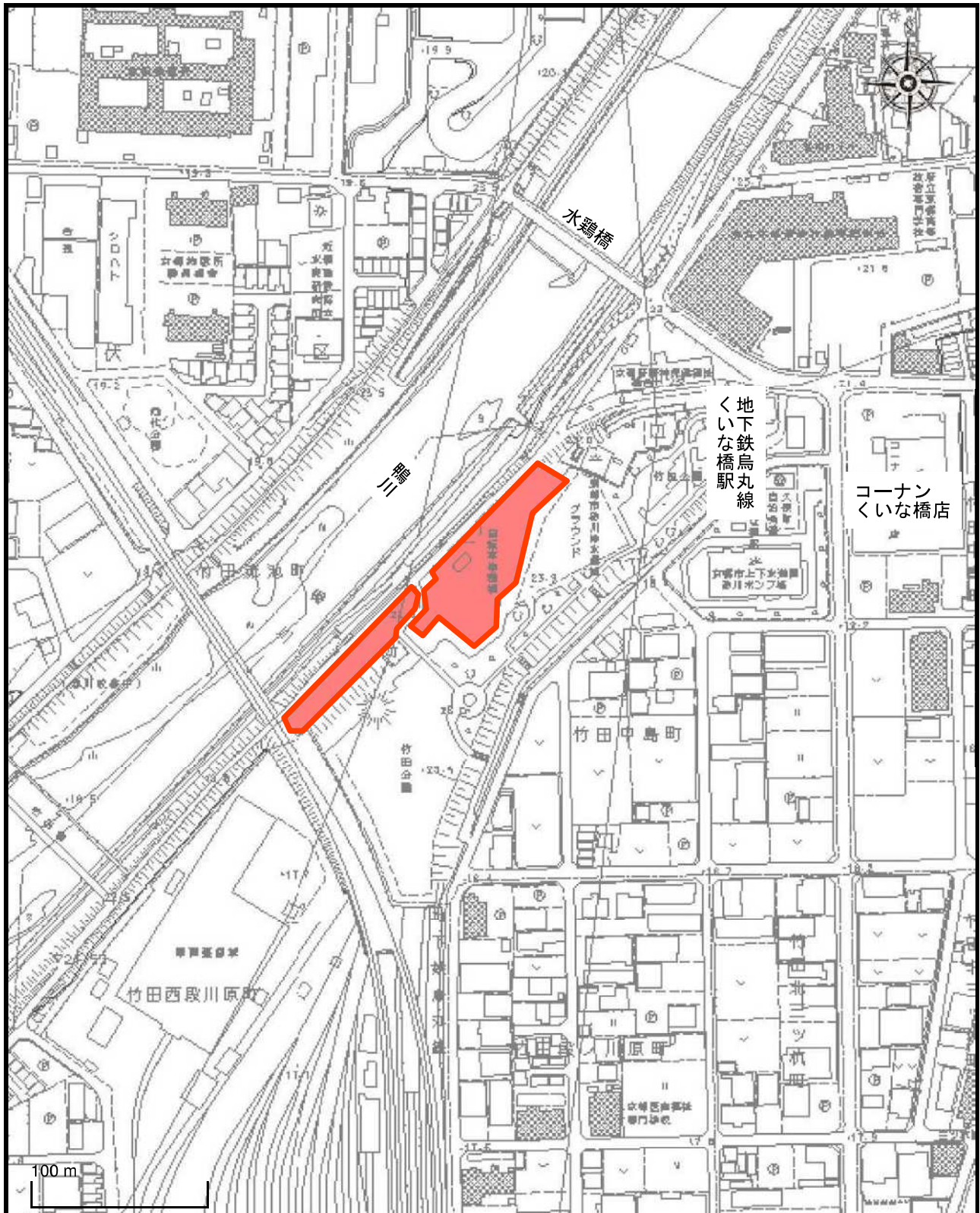
本 : 3本

3 境界点間測量

当該業務は、以下の条件で境界点間測量を実施するものである。

地域による変化率 : 市街地乙
面積 : 0.33ha

位置図



1 / 3000



工事施工位置